

長泉町国民健康保険に加入されているDV・虐待等被害者の マイナンバーカード健康保険証利用について

マイナンバーカードをお持ちで健康保険証利用登録をされている方は、マイナンバーカードを健康保険証として使用することができます。しかし、DV・虐待等の被害を受けている方のマイナンバーカードを、加害者やその関係者（以下「加害者等」）が所持している場合や、医療機関等に勤務する医療従事者が加害者等の場合、被害者の情報が閲覧される可能性があります。

そのため、長泉町国保では、住民基本台帳事務における支援措置の申出を行った方について、「自己情報提供不可フラグ」「不開示該当フラグ」を設定して情報の閲覧制限を行っています。

自己情報提供不可フラグを設定すると…

- ・マイナンバーカードを健康保険証として使用できません。
- ・マイナポータル上であなたの健康保険情報（健康保険資格情報、薬剤情報、医療費通知情報、特定健診情報等）の閲覧ができなくなります。
- ・医療機関等で被保険者証によるオンライン資格確認※を行ったとき、あなたの郵便番号・住所が表示されません。

不開示該当フラグを設定すると…

- ・あなたの情報についての情報機関同士のやりとりの履歴がマイナポータル上で閲覧できません。
- ・医療機関等で被保険者証によるオンライン資格確認※を行ったとき、あなたの郵便番号・住所が表示されません。

※オンライン資格確認…健康保険の資格履歴を一元的に管理し、医療機関などの窓口で提示されたマイナンバーカードや健康保険証をもとに、被保険者が加入している医療保険などをすぐに確認できる仕組み。

以下に該当する場合で希望する方は、フラグ解除の申請ができます。

自己情報提供不可フラグ	・マイナンバーカードが手元にあるか、元々発行していない場合 ・マイナンバーカードは避難元に置いてきたが、再発行等が完了し、置いてきたカードが使用できない場合 【加害者等がマイナポータルの代理人になっている方は、代理人を解除してください】
不開示該当フラグ	・DV、虐待等の問題が解決し、所在地を隠す必要がない場合

必要なもの：対象者の国保被保険者証とマイナンバーカード、申請者の本人確認書類
申請窓口：福祉保険課（長泉町役場北館 1 階）

健康保険組合、共済組合等の被用者保険に加入された場合、情報の閲覧制限を行うには加入した健康保険組合に申出が必要となります。